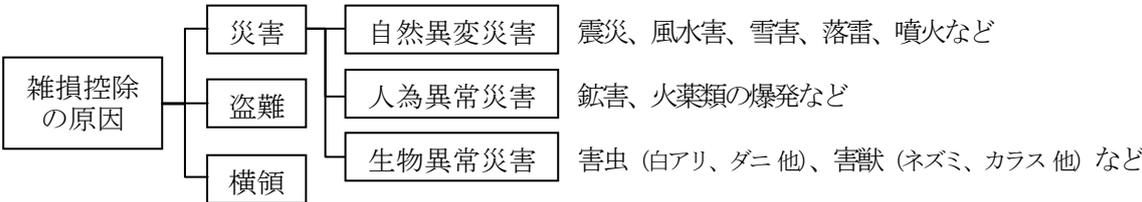


今回のテーマ：「雑損控除（所得税）」

今年には地震や豪雨などの自然災害が多発し、多くの方が被害に遭われました。所得税では確定申告により、災害などで被った資産損失のうち一定額を所得控除（＝雑損控除）できる制度があります（住民税も同様）。なお、ここでは災害減免法の適用についてはふれません。

1. 雑損控除の対象となる原因

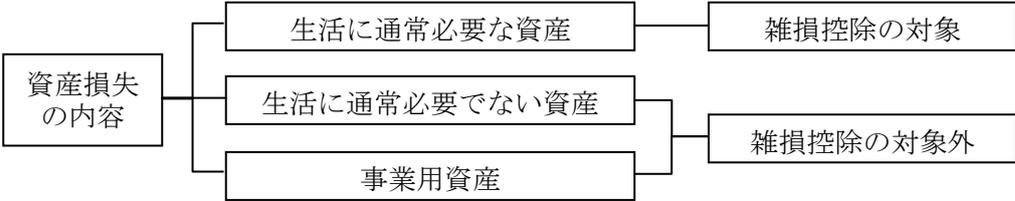
雑損控除は、災害、盗難、横領のいずれかによって被った資産損失が対象です。



2. 雑損控除の対象となる資産

雑損控除の対象となる資産は、住宅、家財、自動車、現預金などの生活に通常必要な資産です。別荘、時価 30 万円超の貴金属、書画、骨董、美術工芸品などは、税務上、生活に通常必要でない資産とされ、雑損控除の対象となりません。

また、棚卸資産や店舗などの事業用資産も対象となりません。



（備考）事業用資産の損失は、その帳簿価額を事業所得の必要経費に算入します。

3. 具体例（①と②のうち、いずれか多い方の金額が雑損控除金額です。）

豪雨により自宅が流されました。被害内容は、家屋時価 1,000 万円（保険金 1,000 万円）、家財時価 200 万円（保険金ゼロ）、土砂等の除去費用（＝災害関連支出）100 万円（保険金ゼロ）です。私は給与所得のみで総所得金額は 426 万円です。

① { (1,000 万円 - 1,000 万円) + 200 万円 + 100 万円 } - 426 万円 × 1/10 = 257.4 万円

② 100 万円 - 定額 5 万円 = 95 万円

① > ② ∴ 雑損控除金額は 257.4 万円

仮に、社会保険料控除 90 万円、生命保険料控除 5 万円、基礎控除 38 万円とすると、雑損控除により、所得税と住民税合わせて約 43 万円減少します。